

議案第5号

平成22年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成22年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成22年2月15日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,579
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,579
2 繰 越 金		49,819
	1 繰 越 金	49,819
3 諸 収 入		60,602
	1 県 預 金 利 子	347
	2 貸 付 金 元 利 収 入	59,935
	3 雑 入	320
歳 入	合 計	113,000

歳 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 113,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	113,000
歳 出	合 計	113,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成23年度から 平成26年度まで	17,952 ^{千円}